

会議名 (審議会等名)	川西市建築審査会		
事務局	まちづくり部まちづくり指導室建築指導課 (内線) 2964		
開催日時	平成16年6月23日(水)午後2時		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	高尾裕二 木多道宏 糟谷佐紀 奥平浩 川本修 末澤雅子	
	その他		
	事務局	益満部長 橋本室長 田畑課長 浜谷課長補佐 山本副主幹 成田主査 浜本主査 八尾技術員	
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴人数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	議案第1号 報告第24号 報告第25号 報告第26号 報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号 その他	川西市建築審査会議題添付資料の変更について 敷地と道路との関係に係る許可における包括同意の報告について 第2種中高層住居専用地域内において日影による建築物の高さの限度を超える小学校を増築する件	
会議結果	議案第1号 報告第24号 報告第25号 報告第26号 報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号 その他	原案どおり可決される 報告どおり了承される 報告どおり了承される 説明どおり了承される	

- 開 会 6名の委員の出席があり、会議は成立しているので開会される。
- 事務局 本日の会議は、議案第1号としまして、川西市建築審査会議題添付資料の変更について、報告といたしまして、法第43条第1項ただし書許可の包括同意によります「敷地と道路との関係に係る許可における包括同意の報告について」が7件及び「第2種中高層住居専用地域内において日影による建築物の高さを超える小学校を増築する件」の報告であります。なお、平成15年度分報告第24号から報告第26号及び平成16年度報告第1号から報告第4号までについては、一括して説明をさせていただきます。
- 議 長 議案第1号について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案第1号について説明をする。)
- 議 長 議案第1号の説明は終わりましたが、ご質問等はございませんか。
- 委 員 (質問等なし)
- 議 長 ご質問等がないようですので以上の説明により、議案第1号は可決してよろしいか。
- 委 員 結構です。
- 議 長 議案第1号は可決いたします。
- 議 長 平成15年度報告第24号から報告第26号まで及び報告第1号から報告第4号まで一括して事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (平成15年度報告第24号から報告第26号まで及び報告第1号から報告第4号まで一括して説明する。)
- 議 長 報告の説明は終わりましたが、ご質問等はございませんか。
- 委 員 報告第25号については、包括同意基準包第7号ですが、包第7号は元々道・空地の幅員は4m以上あるわけですね。条件として支給する後退プレートを設置することとなっていますが、自主的に後退しなければならないのですか。
- 事務局 自主的に後退は必要はありません。この部分は3宅地ありまして、最後の1宅地ですが、先の2宅地については4mの道路の成形が先に済んでいまして、報告第25号は既に4mに整備ができていますので、緑色の4m以上の扱いになっています。位置指定道路と区別をするために縁石の横に後退プレートを設置してもらおうとするものです。
- 委 員 報告第1号から報告第4号について、河川占用許可がされていますが、河川の幅員は大きいのですか。
- 事務局 1級河川の前川ですが、河川の幅員は5mです。
- 委 員 敷地が連続していれば、蓋掛けすれば一般的に許可されるのですか。
- 事務局 河川の南側に擁壁を造って造成しており、宅地の安全性が確認できてから許可しています。本来、5戸であり、1戸は先の審査会で報告してまして今回は残りの4戸の報告です。
- 委 員 蓋をするのは、車の通行のためですか、駐車するためですか。
- 事務局 駐車は占用部分にするのですか、宅地内に入っているのですか。
- 議 長 他にご質問等はございませんか。
- 委 員 (質問等なし)

- 議 長 他にご質問等がないようですので以上の説明により、報告第24号から報告第26号及び報告第1号から報告第4号は了承してよろしいか。
- 委 員 結構です。
- 議 長 報告第24号から報告第26号及び報告第1号から報告第4号は了承します。
- 議 長 報告第5号について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (報告第5号について説明をする。)
- 議 長 報告第5号の説明は終わりましたが、ご質問等はございませんか。
- 委 員 当初の昭和54年に敷地の東側の一部に影を落とすことになったため、許可を受けたもので、今回のプールの日除けテントの設置についても、許可がいるわけですね。
- 事務局 建築基準法の日影規制以前の建築物で部分的に日影ができて許可を受けています。今回は新たな日影は生じませんが、敷地全体として許可を受けていますので許可を必要とするものです。
- 委 員 確認は計画通知ですか。毎年屋根を取り付けることに許可を取るわけですね。
- 事務局 確認は計画通知です。テントはプールの期間だけ設置し、取り外しますの
で毎年許可申請になります。
- 委 員 多田小学校がテントを必要とする理由はあるのですか。
- 事務局 試行的に設置しましたが他の学校ではありません。紫外線を50%位カットしているデータをもっています。
- 委 員 開閉は手動ですのですか。
- 事務局 メンテナンスは業者に委託しています。
- 議 長 他にご質問等はございませんか。
- 委 員 (質問等なし)
- 議 長 他にご質問等がないようですので以上の説明により、報告第5号は了承してよろしいか。
- 委 員 結構です。
- 議 長 報告第5号は了承いたします。
- 議 長 その他について、事務局よりあれば説明をお願いします。
- 事務局 その他について3点説明します。
- その他1 用途地域の指定のない区域の形態制限の変更について
平成16年3月15日付で区域の指定及び数値の決定告示が
されました。
- その他2 平成13年11月開催の第39回建築審査会で同意済みとなっ
ています法第43条ただし書の包括同意基準について
包括同意基準第2項第1号の削除漏れのため、削除訂正するも
のです。
- その他3 川西市建築審査会会議公開制度運営要綱の一部改正について
4月の市行政組織改正のため、事務局の所管課の変更をするも
のです。
- 議 長 その他について説明は終わりましたが、ご質問等はございませんか。
- 委 員 (質問等なし)
- 議 長 ご質問等がないようですので以上の説明により、その他については了承し

委員 　　てよろしいか。
議長 　　結構です。
議長 　　その他の説明について了承いたします。
議長 　　以上で本日の審査会は終了いたします。

閉会 午後3時